二　同一の子について当該組合員が五回以上の育児休業等（当該育児休業等を五回以上取得することについてやむを得ない理由がある場合として総務省令で定める場合に該当するものを除く。）をした場合における五回目以後の育児休業等

三　同一の子について当該組合員がした育児休業等ごとに、当該育児休業等を開始した日から当該育児休業等を終了した日までの日数を合算して得た日数が二十八日に達した日後の育児休業等

4　第一項（第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により支給すべきこととされる標準報酬の日額の百分の十三に相当する金額が、給付上限相当額（雇用保険法第十七条第四項第二号ハに定める額（当該額が同法第十八条の規定により変更された場合には、当該変更された後の額）に相当する額に三十を乗じて得た額の百分の十三に相当する額を二十二で除して得た額をいう。）を超える場合における第一項の規定の適用については、同項中「標準報酬の日額の百分の十三」とあるのは、「第四項に規定する給付上限相当額」とする。

5　第一項の「対象期間」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一　組合員が当該育児休業等に係る子について産後休業等をしなかつたとき　その子の出生の日から起算して五十六日を経過する日の翌日までの期間

二　組合員が当該育児休業等に係る子について産後休業等をしたとき　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める期間

イ　出産の予定日に当該子が出生した場合　当該出生の日から起算して百十二日を経過する日の翌日までの期間

ロ　出産の予定日前に当該子が出生した場合　当該出生の日から当該出産の予定日から起算して百十二日を経過する日の翌日までの期間

ハ　出産の予定日後に当該子が出生した場合　当該出産の予定日から当該出生の日から起算して百十二日を経過する日の翌日までの期間

6　育児休業支援手当金は、同一の育児休業等について雇用保険法の規定による出生後休業支援給付金の支給を受けることができるときは、支給しない。

第七十一条第二項中「育児休業手当金」の下に「、育児休業支援手当金」を加える。

第百十三条第一項中「、介護納付金並びに」を「、介護納付金」に、「）の納付」を「）並びに子ども・子育て支援納付金の納付」に、「並びに流行初期医療確保拠出金等」を「、流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金」に、「第四項第一号」を「第四項第一号及び第一号の二」に、「及び次条第一項」を「並びに次条第一項」に、「第百十四条第五項」を「第百十四条第六項」に改め、同項第一号中「次号」を「次号及び第二号の二」に改め、同項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用　掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

第百十三条第四項第一号の次に次の一号を加える。

一の二　育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金に要する費用　当該事業年度において支給される育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金の額

第百十四条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　子ども・子育て支援納付金に係る前項の割合については、各年度において全ての組合が納付すべき子ども・子育て支援納付金の総額を当該年度における全ての組合の組合員の総報酬額（標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の合計額をいう。）の総額の見込額で除した率を基礎として政令で定める率を超えない範囲で定めるものとする。

第百四十二条第二項の表第七十条の三第一項の項中「第七十条の三第一項」を「第七十条の四第一項」に改める。

第百四十四条の二第二項中「並びに流行初期医療確保拠出金等」を「、流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

附則第十四条の三第一項第一号中「並びに流行初期医療確保拠出金等」を「、流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同項第三号中「及び介護休業手当金」を「、育児休業支援手当金、介護休業手当金及び育児時短勤務手当金」に改め、同条第五項中「及び第二号並びに第二項第一号及び第二号」を「から第二号の二まで及び第二項第一号から第二号の二まで」に改める。

附則第十七条の二中「第七十条の三第一項」を「第七十条の四第一項」に改める。

附則第十八条第五項中「並びに流行初期医療確保拠出金等」を「、流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第六項中「第七十条の三」を「第七十条の五」に、「介護休業手当金」を「育児休業支援手当金、介護休業手当金、育児時短勤務手当金」に改める。

附則第三十一条の二第三項中「第百十四条第五項」を「第百十四条第六項」に改める。

（児童手当法の一部改正）

第十二条　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第十九条」を「―第十九条の二」に改める。

第三条第三項第四号中「（十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童である父又は母がその子である児童と同一の施設に入所している当該父又は母及びその子である児童を除く。）」を削り、同号を同項第五号とし、同項第三号中「（十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童である父又は母がその子である児童と同一の施設に入所している場合における当該父又は母及びその子である児童を除く。）」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号中「児童福祉法」を「児童福祉法第二十三条第一項の規定により同法第三十八条に規定する母子生活支援施設（以下「母子生活支援施設」という。）に入所し、同法」に、「除く」を「除き、当該母子生活支援施設に入所しているものにあつては児童のみで構成する世帯に属しているものに限る」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を削り、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の六第一項の規定により同法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業（以下「児童自立生活援助事業」という。）を行う者から同項に規定する児童自立生活援助（二月以内で内閣府令で定める期間以内のものを除く。以下「児童自立生活援助」という。）を受けている児童

第四条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（支給要件）」を付し、同条第一項第一号中「次のイ又はロに掲げる」を「施設入所等児童以外の」に改め、同号イ及びロを削り、同項第四号中「十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」を「施設入所等児童に対し児童自立生活援助を行う者」に改め、「（以下「中学校修了前の施設入所等児童」という。）」を削り、「中学校修了前の施設入所等児童が」を「施設入所等児童が」に改め、「している」の下に「母子生活支援施設」を加える。